

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

○独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第一百五十五号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2（略） 一・二（略） 三 特定中性子線施設 3・4（略） 5 この法律において「特定中性子線施設」とは、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）により設置される、加速された陽子を原子核に衝突させることにより発生する中性子線を使用して研究等を行うための施設であつて、文部科学省令で定めるものをいう。 6・7（略） 8 この法律において「中性子線共用施設」とは、特定中性子線施設のうち研究者等の共用に供される部分をいう。 9 この法律において「中性子線専用施設」とは、日本原子力研究開発機構以外の者により設置される施設であつて、特定中性子線施設に係る中性子線を使用して研究等を行うためのもの（文部科学省令で定めるものを除く。）をいう。</p> <p>（政府の責務） 第三条 政府は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設のうち研究者等の共用に供される部分又は放射光専用施設</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2（略） 一・二（略） （新設） 3・4（略） （新設） 5・6（略） （新設） （新設）</p> <p>（政府の責務） 第三条 政府は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設のうち研究者等の共用に供される部分又は放射光専用施設</p>

若しくは中性子線専用施設を利用した研究等（以下「施設利用研究」という。）を行う者に対する支援、施設利用研究の促進のための方策に関する調査研究及び施設利用研究の促進に資する国際交流の推進その他の特定先端大型研究施設の共用を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四条（略）

2・3（略）

4 特定中性子線施設に係る基本方針においては、第二項各号に掲げる事項のほか、中性子線専用施設を利用した研究等並びに中性子線専用施設の設置及び利用に関する事項を定めるものとする。

5（略）

（特定先端大型研究施設の設置者の業務）

第五条（略）

2 日本原子力研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。

一 中性子線共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。

二 中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な中性子線の提供その他の便宜を供与すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（実施計画）

第六条 理化学研究所は、特定先端大型研究施設の設置者として、

を利用した研究等（以下「施設利用研究」という。）を行う者に対する支援、施設利用研究の促進のための方策に関する調査研究及び施設利用研究の促進に資する国際交流の推進その他の特定先端大型研究施設の共用を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四条（略）

2・3（略）

（新設）

4（略）

（特定先端大型研究施設の設置者の業務）

第五条（略）

（新設）

（実施計画）

第六条 理化学研究所は、特定先端大型研究施設の設置者として、

文部科学省令で定めるところにより、前条第一項の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業務（第九条第一項の規定により、理化学研究所が行わないものとされた業務を除く。）の実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 前二項の規定は、日本原子力研究開発機構について準用する。

この場合において、第一項中「前条第一項の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる」とあるのは「前条第二項に規定する」と、「第九条第一項」とあるのは「第九条第三項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(独立行政法人理化学研究所法及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法の特例)

第七条 第五条第一項の規定により理化学研究所の業務が行われる場合には、独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）第二十四条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」とする。

2 第五条第二項の規定により日本原子力研究開発機構の業務が行われる場合には、独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）第三十三条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣又は文部科学大臣」とする。

(登録等)

文部科学省令で定めるところにより、前条の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業務（第九条第一項の規定により、理化学研究所が行わないものとされた業務を除く。）の実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(新設)

(独立行政法人理化学研究所法の特例)

第七条 第五条の規定により理化学研究所の業務が行われる場合には、独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）第二十四条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」とする。

(新設)

(登録等)

第八条 文部科学大臣は、その登録を受けた者（以下「登録施設利用促進機関」という。）に、第五条の規定により特定先端大型研究施設を設置者として理化学研究所及び日本原子力研究開発機構が行うものとされた業務のうち、次に掲げる業務の全部（文部科学省令で定める特定先端大型研究施設の利用の区分に従い、登録施設利用促進機関が次に掲げるいずれの業務も行う場合は、その部分）を行わせることができる。

一 施設利用研究を行う者の選定及びこれに附帯する業務（以下「利用者選定業務」という。）を行うこと。

二 施設利用研究の実施に関し、情報の提供、相談その他の援助（以下「利用支援業務」という。）を行うこと。

2 (略)

（登録施設利用促進機関による利用促進業務の実施等）

第九条 理化学研究所は、文部科学大臣が前条第一項の規定により利用促進業務の全部又は一部を登録施設利用促進機関に行わせることとしたときは、当該業務を行わないものとする。

2 登録施設利用促進機関が利用促進業務を行う場合においては、理化学研究所及び当該登録施設利用促進機関は、当該利用促進業務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

3 前二項の規定は、日本原子力研究開発機構について準用する。

（登録基準等）

第十一条 (略)

一・二 (略)

第八条 文部科学大臣は、その登録を受けた者（以下「登録施設利用促進機関」という。）に、第五条の規定により特定先端大型研究施設を設置者として理化学研究所が行うものとされた業務のうち、次に掲げる業務の全部（文部科学省令で定める特定先端大型研究施設の利用の区分に従い、登録施設利用促進機関が次に掲げるいずれの業務も行う場合は、その部分）を行わせることができる。

一 施設利用研究を行う者の選定及びこれに附帯する業務（以下「利用者選定業務」という。）を行うこと。

二 施設利用研究の実施に関し、情報の提供、相談その他の援助（以下「利用支援業務」という。）を行うこと。

2 (略)

（登録施設利用促進機関による利用促進業務の実施等）

第九条 理化学研究所は、文部科学大臣が前条第一項の規定により利用促進業務の全部又は一部を登録施設利用促進機関に行わせることとしたときは、当該業務を行わないものとする。

2 登録施設利用促進機関が利用促進業務を行う場合においては、理化学研究所及び当該登録施設利用促進機関は、当該利用促進業務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

（新設）

（登録基準等）

第十一条 (略)

一・二 (略)

特定先端大型研究施設の区分	利用支援業務を担当する者
(略)	(略)
特定中性子線施設	<p>一 研究実施相談者（学校教育法に基づく大学において理学若しくは工学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後五年以上中性子線を使用した研究等の経験を有する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であつて、特定中性子線施設における施設利用研究の実施に関し、研究者等に対する相談の業務を行う者をいう。）</p> <p>二 安全管理者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく第一種放射線取扱主任者免状を取得した後三年以上放射線に係る安全性の確保に関する業務に従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であつて、特定中性子線施設における研究者等の安全の確保に関する業務を行う者をいう。）</p>

三 (略)
2・3 (略)

(準用)

第十三条 第六条第一項及び第二項の規定は、登録施設利用促進機

特定先端大型研究施設の区分	利用支援業務を担当する者
(略)	(略)

(新設)

三 (略)
2・3 (略)

(準用)

第十三条 第六条の規定は、登録施設利用促進機関が利用促進業務

関が利用促進業務を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「理化学研究所は、特定先端大型研究施設の設置者として」とあるのは「登録施設利用促進機関は」と、「前条第一項の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業務（第九条第一項の規定により、理化学研究所が行わないものとされた業務を除く。）」とあるのは「その利用促進業務」と読み替えるものとする。

を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「理化学研究所は、特定先端大型研究施設の設置者として」とあるのは「登録施設利用促進機関は」と、「前条の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業務（第九条第一項の規定により、理化学研究所が行わないものとされた業務を除く。）」とあるのは「その利用促進業務」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十六条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>2 研究所は、前項の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）<u>第五条第一項</u>に規定する業務を行う。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十六条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>2 研究所は、前項の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）<u>第五条</u>に規定する業務を行う。</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条第二項に規定する業務を行う。</p> <p>3 機構は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託を受けて、これらの者の核原料物質（原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。）、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、又は処理する業務を行うことができる。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等）</p> <p>第二十一条 機構は、前条第一項第一号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託を受けて、これらの者の核原料物質（原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。）、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、又は処理する業務を行うことができる。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等）</p> <p>第二十一条 機構は、前条第一項第一号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中</p>

期目標の期間における第十七条第一項及び第二項に規定する業務の財源に充てることができる。

256 (略)

附則

(業務の特例)

第八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第四号中「前三号に掲げる業務」とあるのは「前三号に掲げる業務及び附則第八条第二項に規定する業務」と、第二十条第一項一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務、附則第八条第一項に規定する業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)並びに同条第二項に規定する業務」と、同項第三号中「以外の業務」とあるのは「以外の業務(附則第八条第一項及び第二項に規定する業務を含む。)」と、第二十一条第一項中「第十七条第一項及び第二項に規定する業務」とあるのは「第十七条第一項及び第二項に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第二十八条第一項第四号中「含む。)並びに」と、「限る。)」とあるのは「含む。)」、「と」、「限る。)」並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第三十三条第二号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」とする。

期目標の期間における第十七条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

256 (略)

附則

(業務の特例)

第八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第四号中「前三号に掲げる業務」とあるのは「前三号に掲げる業務及び附則第八条第二項に規定する業務」と、第二十条第一項一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務、附則第八条第一項に規定する業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)並びに同条第二項に規定する業務」と、同項第三号中「以外の業務」とあるのは「以外の業務(附則第八条第一項及び第二項に規定する業務を含む。)」と、第二十一条第一項中「第十七条第一項に規定する業務」とあるのは「第十七条第一項に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第二十八条第一項第四号中「含む。)並びに」とあるのは「含む。)」、「と」、「限る。)」とあるのは「限る。)」並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第三十三条第二号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」とする。